公　　告

一般競争入札（地域密着型）を次のとおり行いますので、四万十町契約規則（平成１８年四万十町規則第５１号）第６条により公告します。

令和８年２月１９日

四万十町長　　中尾　博憲

記

第１　入札に付する事項

１　工事番号　　令和７年度　防安金　第１－０２６－１号

２　工 事 名　　町道大道日吉線　道路改良工事

３　工事場所　　四万十町　久保川　地内

４　工事概要　　施工延長　　Ｌ＝５４ｍ

大型ブロック積　　Ａ＝２５０m2

ボックスカルバート　　Ｌ＝８ｍ

５　完成期限　　令和８年３月３１日

６　予定価格　　消費税相当額抜きの金額　　￥３７，０７０，０００－

７　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。

８　本工事は、当該入札に係る入札書提出時に、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書の提出を求めるものとする。

第２　入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものであること。

１　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

２　次のいずれにも該当しない者であること。ただし、（２）から（４）については、その手続開始の決定後、入札参加資格の再審査を受けた者については、この限りでない。

（１）破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第１項又は第 19 条の規定に基づく破産の申立てを行った者

（２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続き開始の申立てを行った者

（３）特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく更生手続き開始の申立てを行った者

（４）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てを行った者

３　この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第３項に基づき営業停止命令の処分を受けた者のうち、その範囲を「公共工事に係るもの」とされた者でないこと、又は四万十町建設工事指名停止等措置要綱（平成 19 年４月四万十町告示第 21 号）に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

４　令和７年度四万十町競争入札参加資格者名簿に登録された者で、四万十町内に主たる営業所（「主たる営業所」とは、建設業法第５条に規定する営業所で、建設業許可申請書別表の「主たる営業所」欄に記載されているものをいう。）を置く者。

５　令和７年度における土木一式工事の格付けの等級（以下「等級」という。）がＣ等級以上の者。等級については、主たる営業所のある都道府県の等級を準用する。

なお、下請契約の請負代金の額の合計額が 5,000 万円（建築一式工事にあっては 8,000 万円）

以上となる場合には、土木一式工事に関し、特定建設業許可（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条第１項第２号）を受けている者であること。

6　次の（1）から（3）までの要件を満たす主任技術者又は、監理技術者を当該工事に配置できること。なお、請負代金が 4,500 万円（建築一式工事にあっては 9,000 万円）以上となる場合の主任技術者等は専任で配置すること。

（1）この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き３か月以上雇用されている者であること。

（2）許可業種の別に関係なく、建設業法第７条第１項若しくは第 15 条第１項に規定されるいわゆる経営業務の管理責任者又は第７条第２号若しくは第 15 条第２号に規定される営業所の専任技術者でないこと。

（3）２級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。ただし、下請契約の請負代金の合計額が 5,000 万円（建築一式工事にあっては 8,000 万円）以上となる場合には、１級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者で、監理技術者資格者証を有する者であること。

第３　入札参加資格の確認申請等

1　当該工事の入札に参加しようとする者は、２に示す必要書類を３に示す場所及び期間に提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

2　入札参加資格審査申請に必要な書類

（1）電子入札システムにより申請する場合は、電子入札システムの参加資格確認申請書提出画面から、申請書の電子ファイルを提出しなければならない。

（2）電子入札システムにより申請しない場合は、四万十町役場総務課まで持参または郵送（受付期間必着）により申請書を提出しなければならない。※入札も紙での入札となります。

（3）申請書の交付方法：入札情報システム又は四万十町ホームページからダウンロード

・入札情報システム　https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/?kikanNo=1412

・四万十町ホームページ　https://www.town.shimanto.lg.jp/nyusatsu/

3　申請の受付場所及び期間

（1）受付場所　高知県電子入札共同利用システム又は四万十町役場総務課まで

（2）受付期間　公告の日から令和８年３月４日（水）17:00 まで

4　入札参加資格があると認められた者に限り、当該工事の入札に参加することができる。

5　「申請書等」記載内容の確認資料として、土木一式工事の等級のわかるもの（令和７年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書）の写しを必ず添付すること。

6　入札参加資格の確認は、申請書の提出期限をもって行うものとし、その結果は令和８年３月５日（木）に電子メールにより通知する。

7　入札資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、町長に対して説明を求めることができる。

（2）（1）の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を令和８年３月 11 日（水）17:00 までに四万十町役場総務課へ持参またはメールにより送信すること。

（3）説明を求めた者に対する回答は、令和８年３月 12 日（木）までに書面により行う。

8　入札参加資格の喪失

６の入札参加資格確認通知後において、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができない。

（1）第２に掲げる入札参加資格を満たさなくなったとき。

（2）申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

第４　設計図書の閲覧等について

1　設計図書の閲覧

入札情報システムにおいて閲覧することができる。

2　設計図書に関する質疑応答

質問がある場合は、次の（１）及び（２）に従い、書面（自由様式）を提出すること。

（１）書面は、四万十町役場総務課へ持参又は電子メールにより提出すること。質疑書提出時には、必ず電話により送信した旨を連絡すること。

メールアドレス　　101020@town.shimanto.lg.jp

電話番号　　0880-22-3111

（２）書面の受付期間は、この公告の日から令和８年３月４日（水）午前 11 時 00 分までの間（持参の場合は町の閉庁日を除く）

（３）質問に対する回答は、書面を受理した後速やかに入札参加資格者に通知する。

第５　入札に関する事項

１　電子入札の入札可能期間

令和８年３月６日（金）8:30～令和８年３月 12 日（木）17:00 まで

２　紙による入札の受付

電子入札の入札可能期間内に四万十町役場総務課まで持参または郵送すること。

郵送の場合は必ず書留郵便とし、電子入札の締め切り時間までに必着させてください。

入札書は封入し、封筒に「工事番号・工事名」及び「業者名」を記入してください。

３　開札

令和８年３月 13 日（金）9:00 から電子入札システムで開札する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

第６　入札条件等

１　入 札 保 証 金：　免除する。

２　最低制限価格：　設定する。

３　現場代理人・技術者届の提出

（１）落札者は、契約の締結前に、常駐させる現場代理人及び配置する技術者について、別に定める様式による「現場代理人・技術者届」を提出しなければならない。

（２）「現場代理人・技術者届」について別途指定する期日までに提出がない場合は、落札決定を取り消す。

（３）契約締結の前に、契約の工期中の現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難と認められる場合は、落札決定を取り消す。

（４）契約締結の前の「現場代理人・技術者届」の提出により、契約締結後に必要な現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の通知がなされたものとみなす。

（５）契約締結後に、現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難となった場合は、契約の解除を行う場合がある。

第７　契約保証金

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として、請負代金額の 10 分の１以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提出しなければならない。

（１）契約保証金

（２）債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社の保証書

（３）債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券

（４）債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

第８　入札の無効

この公告に示した資格要件を満たさない者が行った入札及び四万十町契約規則第 19 条各号いずれかに該当する入札は、無効とする。

第９　その他

１　第２に掲げる資格要件を満たした者が１者の場合、又は第３の入札参加資格の確認申請を行った者が１者の場合でも入札を行う。

２　入札参加者は、あらかじめ示された建設工事電子競争入札心得を承知すること。

３　提出された申請書等は、返却しない。

４　申請書等に虚偽の記載をした場合には、当該申請書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

５　工事請負契約書第 25 条第５項（単品スライド条項）の運用については、平成 20 年８月 11 日高知県土木部の「工事請負契約書第 25 条第５項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）」等最新の高知県の取扱いに準ずるものとする。

第１０　問い合わせ先

〒786-8501
高知県高岡郡四万十町琴平町 16-17
四万十町役場　総務課　管財契約係
電話　　0880-22-3111
FAX　　0880-22-3123
e-mail　101020@town.shimanto.lg.jp